

「【給付】休止からの復活の異動願(届)」の記入上の注意点等と記入例

注
意
点

1. 「【給付】休止からの復活の異動願(届)」はスカラACからの入力是不可で、送付が必要です。記入例等については、以下をご確認ください。
- | 異動種別 | 入力要否 | 送付要否 | 自筆可否 |
|------|------|-------------|------|
| 復活 | 不可 | 必要(学校コピー保管) | 不要 |
2. 「【給付】休止からの復活の異動願(届)」下部の学校証明年月日・学校名・関係課長名は必ず記入してください。
3. 「【給付】休止からの復活の異動願(届)」右下に学校担当者名・電話番号・学校番号(学校校舎区分)を記入してください。
4. 本人都合により「停止」している期間に休学した場合など、複数の「休止」「停止」の事由が発生している場合は、それぞれの事由で異動処理が必要です。「休学」に切り替わる場合は、「【給付】停止からの復活の異動願(届)」及び「【給付】休止の異動願(届)」の両方の提出が必要です。

記
入
例

☒

休止(通常の休学)からの復活

● 以下の、3項目すべてを記入してください

休学日※1

20

25

年

10

月

1

日

復学日

20

26

年

10

月

1

日

卒業期

20

27

年

3

月

見込

※1 休止時において振込超過がある場合、超過返戻後に「振込金受取書」コピーとともに(ホチキス留め)、「休止の異動願」を機構に提出してください。

※2 「海外留学支援制度(協定派遣)」以外は「私費」として取扱い、記入不要です。

「休止(通常の休学)」からの「復活」の注意点

復活の異動始期は、
復学日の翌月(月の初日はその月)

例(左記)の異動始期は
➡2026年10月
(復学日が2026年10月1日であるため)

2026年10月2日の場合は
➡2026年11月始期

説明上、記入した部分は朱書きになります

「休止(留学)」からの「復活」の注意点

- 学籍上の身分が「休学」で、私費又は海外留学支援制度(派遣留学)の「復活」異動始期は
➡復学日の翌月(月の初日はその月)
- 例(右記)の異動始期は、2026年10月
休学期間終了日が2026年9月30日の場合、その翌日が復学日(2026年10月1日)となるため、異動始期は2026年10月となります。
- 仮に、休学終了日が2026年10月1日であれば、その翌日が復学日、つまり2026年10月2日となり、11月始期となります。
- 【留学情報】欄は学校でもれなく記入。
- 海外留学支援制度(協定派遣)の支給を受ける場合は、「国費情報」欄の該当する経費に✓を付け、受給

☒

休止(留学)からの復活

卒業期

20

27

年

3

月

見込

国名

大韓民国

留学時の身分

休学

休学期間※1

25

年

10

月

1

日

～

26

年

9

月

30

日

☒

海外留学支援制度(協定派遣)

国費情報※

受給

25

年

10

月

※ 自己申告の期間が、記載されている期間と異なる場合は、
期間を記入。

2

期
間

～ 26 年 9 月